

# 全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ (第九次提言)

## はじめに

日本の将来を担う子供たちの教育の再生は、国の最重要課題です。

教育再生実行会議では、平成 25 年 1 月の発足以来、これまでに八次にわたる提言を行ってきましたが、既にそれを受けて法令改正や新たな施策が次々と実施に移され、教育再生は大きく前進しています。この歩みを緩めることなく、更に確かなものにしていくためには、提言の狙いが教育現場で真に有効に生かされるよう、絶えず進捗状況を確認しつつ、予想以上の速度で進む情報通信技術の進展等を踏まえ、時代を先取りした新たな教育を創造していく必要があります。

従来の工業中心の時代から、情報・知識が成長を支える時代に入り、情報通信技術をはじめとする科学技術の発展や急速なグローバル化は、社会の在り方に劇的な変化をもたらしています。近い将来には、IoT (Internet of Things)<sup>1</sup>や人工知能の進化等により、現在人間が行っている様々な仕事が機械により代替されると予想されるなど、その変化はますます加速しています。

このような情報化時代においては、人間にとって、コンピュータや機械で置き換えることのできない志、創造性、感性等が一層重要になります。社会の在り方としても、一人一人が多様な個性や能力を発揮し、新たな価値を創造したり、互いの強みを生かし合い、人が人としてより幸せに生きることのできる「多様性 (ダイバーシティ)」に富んだ社会を築いていくことが、発展への原動力として不可欠と考えられます。

我が国の学校教育、とりわけ義務教育はこれまで、全国津々浦々にまで高い水準の教育を普及し、成長を支える人材の育成に大きな成果を上げ、国際的にも高く評価されてきました。学級などの集団の教育力を生かした指導、確かな学力の育成を担保する充実した教科学習、豊かな情操の涵養<sup>かん</sup>や生活指導も含めた人間として調和のとれた育成を目指す指導、授業研究や研修等への教師の熱心な姿勢や、児童生徒等のために家庭にまで働きかけようとする使命感の強さなど、我が国の教育が培ってきた強みは今後とも大切にすべきです。

しかし一方では、これまでの教育で十分に力を伸ばし切れていない子供たちがいるのも事実です。このような子供たちに、一人一人の状況に応じて、その力を最大限伸ばすために必要な教育を提供するという視点に立つことが重要です。多様な個性や能力のあ

---

<sup>1</sup> インターネットを媒介してあらゆる「モノ」がネットワークでつながること。

る子供たちが、これまで十分に伸ばせていなかった能力を開花させ、社会の中で活躍できる可能性を広げられるよう、これまで以上に学校が地域や社会と連携しながら、これまでよりも包容力を高め、懐深い教育を展開していくことや、ICT等を活用して一人一人の特性に応じた適切な配慮や支援を充実し、世界で最も進んだ教育を実現していくことが必要です。

教育再生実行会議では、このような認識の下、平成27年11月以降、①「情報化時代に求められる『多様な個性が長所として肯定され生かされる教育』への転換」という新たな検討課題について、先導的な取組の視察や、構成員以外の学識経験者も交えた勉強会も行いつつ議論を重ねるとともに、②新たに「提言フォローアップ会合」を開催し、これまでの提言の進捗状況について、提言の理念が教育現場に浸透し実際の教育活動に反映されるよう、視察等も行いながら議論してきました。

今般、これまでの検討の結果を第九次提言として取りまとめました。今回の提言は、単に学校教育だけでなく社会全体の在り方に関わるものであり、政府が目指す「一億総活躍社会」実現の基盤ともなるものです。政府においては、教育関係者だけでなく、幅広い国民の理解と参画を得つつ、提言の内容を速やかに実現されることを期待します。

## 1. 多様な個性が生かされる教育の実現

「多様な個性が長所として肯定され生かされる教育」の実現には、子供たち一人一人の課題に丁寧に対応するとともに、長所や強みを生かすという視点に立った教育の充実が不可欠です。

障害や不登校、学習内容の未定着、家庭の経済状況、日本語能力の問題等から、これまで十分に能力を伸ばしきれていなかった子供たちも含め、全ての子供の能力を最大限に伸ばす教育の実現が求められます。また、我が国ではこれまで、特に優れた能力を更に伸ばす教育や、リーダーシップを育てる教育が十分でなかったとの指摘もあります。

以下、教育現場が直面するいくつかの例を中心に、採るべき施策を提言します。なお、現実には複数の要因が相互に深く関連している場合もあり、常に複眼的な視点に立った対応が重要であることに留意する必要があります。

なお、施策の実行に当たっては、喫緊の課題として対応すべきもの、中長期的な視野で対応すべきものといった取組の優先順位や、何を実現するかという視点から成果目標を明確にすることが必要です。また、常にその効果や課題、費用の在り方等について検証しつつ、より効果的・効率的な施策の立案に生かしていくサイクルを確立するとともに、その内容を広く国民に発信し説明責任を果たしていくことも求められます。

## (1) 発達障害など障害のある子供たちへの教育

学習上又は生活上特別な支援が必要な子供たちへの教育については、特別支援学校をはじめ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専修学校等でも支援体制の充実など様々な取組が進んでいます。また、障害者の権利に関する条約の締結等を踏まえ、「インクルーシブ教育システム」<sup>2</sup>の構築に向けた取組が重要になっています。発達障害に関しても、学校や教育委員会等での理解は深まりつつありますが、一人一人の子供へのきめ細かい対応や支援については、今なお途上であると考えられます。特別支援教育の対象となる子供の数は増加しており、特に発達障害は、学習のつまずきや不登校等につながる場合もあり、幼児教育段階での対応の充実も含め、早期からの適切な支援が非常に重要です。

これまでの取組に加え、発達障害の早期発見・支援のための仕組みの構築、地域における教育・保健・医療・福祉・労働分野等の関係機関の連携強化、特別支援教育についての教師の専門性の向上、学校における支援体制の充実等が急務です。

### 〔早期発見・早期対応の仕組みづくり〕

- 発達障害を早期に発見し適切な支援につなげるため、国、地方公共団体は、1歳6か月児健診、3歳児健診の結果が就学時健診や就学中の健診にも引き継がれ活用されるよう促す。就学時健診や就学中の健診において、最新の科学的知見に基づき、発達障害を含む個々の障害の特性に対応した的確な検査がなされるよう、発達障害の特性を踏まえた視点を健診時の問診票や面接実施要領等に明確に位置付けるとともに、マニュアル<sup>3</sup>の見直しや先進事例の周知を行う。さらに、健診の結果等を踏まえ、早期からの教育相談・支援に資するため、関係部局・機関や地域等との連絡調整、情報収集等を行う職員の地方公共団体への配置を充実する。

### 〔学校での個別カルテ（仮称）の作成と引継ぎ〕

- 特別な支援を必要とする子供について、各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、国は、乳幼児期から高等学校段階までの各学校等で個別の支援情報に関する資料<sup>4</sup>（個別カルテ（仮称））を作成し、進級、進学、就労の際に、記載された情報の取扱いについて十分配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる仕組みを整える。高等教育段階においても、個別カルテ（仮称）の作成・活用を推進する。特に、特別支援学級及び通級による指導の対象となる児童生徒について

<sup>2</sup> 人間の多様性等の尊重を強化すること、障害者がその能力等を最大限度まで発達させること、自由な社会への効果的な参加を可能とすること等を目的とし、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

<sup>3</sup> 「就学時の健康診断マニュアル」（文部科学省の補助により財団法人日本学校保健会が作成（平成14年3月31日、最終改訂平成24年10月11日））。

<sup>4</sup> 幼稚園教育要領、小・中・高等学校学習指導要領に規定されている「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を活用することが考えられる。

は、個別カルテ（仮称）の作成を義務化する。

〔各地方公共団体における一元的な体制の整備〕

- 上記の個別カルテ（仮称）の有効活用も含め、乳幼児期から青年期まで継続的に発達支援・相談等を行う体制の整備を促すため、国は、各市区町村等において教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局が連携した体制を整備することによって成果を上げている先進的な取組事例について情報提供するとともに、モデル事業の実施等を通じた支援を行う。

〔特別支援教育コーディネーターの専任化、支援員・看護師等の配置促進〕

- 国、地方公共団体は、通級による指導を担当する教師に係る定数の計画的・安定的な充実や、特別支援教育関係の専門スタッフとの連絡調整や校内委員会の企画・運営等を行う教師（特別支援教育コーディネーター）の専任化など学校での教育体制を一層充実するとともに、幼児教育段階も含め特別な支援を必要とする子供への日常生活や学習指導上のサポートを行う特別支援教育支援員の配置を促進する。学校において医行為を行う看護師等の配置も充実する。また、放課後子供教室や放課後児童クラブにおいても障害のある子供に対する適切な支援を行えるよう環境整備を進める。

〔教員養成段階での発達障害等の学修の必修化、教員研修の充実等〕

- 全ての教師が特別支援教育に関する素養を備えるよう、国は、教職課程において、発達障害を含む特別支援教育に関する科目を必修化する。また、国、地方公共団体は、学校現場での先進的な取組も参考にしつつ、発達障害の子供への対応力を向上させるための教員研修を充実する。大学等は、教員免許状更新講習の必修領域として位置付けられている発達障害を含む特別支援教育についての講義内容を拡充する。

〔特別支援学校教諭の同免許状保有必須化〕

- 国は、平成 32 年度までの間に、都道府県教育委員会等に対する特別支援学校の教師の採用・配置の在り方についての指導や、免許法認定講習<sup>5</sup>の開設支援、国立特別支援教育総合研究所による免許法認定通信教育の実施等に集中的に取り組む。その結果を踏まえ、特別支援学校の教師について特別支援学校教諭等免許状の保有を必須化する。特別支援学級の担当教師についても、現状の 2 倍程度を目指し保有率の大幅な向上を図る。あわせて、特別支援学級や通級による指導の担当教師につい

<sup>5</sup> 免許状を所持する者が他の種類や上級免許状等を取得するに当たり、大学の教職課程以外で免許状授与に必要な単位を修得することができる講習として、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）の規定に基づき、文部科学大臣が認定するもの。

て、教育委員会、教職大学院をはじめとする大学、国立特別支援教育総合研究所等の実施する専門的な研修の受講を促進する。

〔高校における通級指導の制度化等〕

- 国は、高等学校での通級による指導を制度化するとともに、指導内容や支援体制の充実などの環境整備に取り組む。また、通級による指導の制度化後の状況等を踏まえつつ、高等学校における特別支援学級の導入についても検討する。

〔高校等への就労支援を行う職員の配置充実〕

- 障害のある子供の自立と社会参加に資するよう、国、地方公共団体は、特別支援学校高等部や高等学校において、インターンシップや就労先の開拓、卒業後のフォロー等を行う職員の配置を充実させ、労働分野等の関係機関と連携した就労支援を行う。また、国は、発達障害のある子供の就労が促進される環境の整備に取り組む。

〔学校卒業後の継続的な学習・訓練機会の充実〕

- 国、地方公共団体は、障害のある人が学校卒業後も居住する地域において継続的に学習し、学校等で身に付けた能力を維持・向上させることができるよう、社会教育や職業訓練など学校外での利用しやすい学習・訓練等の機会を充実する。

〔特別支援学校等の施設などの環境整備〕

- 国、地方公共団体は、特別支援学校等の教室不足などの問題に対応するため、各都道府県における潜在的なニーズを含め、受入れが想定される児童生徒数の的確な把握や教室不足の解消のための計画の策定・更新を促進するとともに、施設整備を含むハード面での環境整備を進める。

〔ICT 機器の活用等による適切な支援の推進〕

- 障害がある子供が、障害の特性に応じ、子供の能力を補完するための ICT 機器の活用など適切な支援を受けることにより学習上、生活上の困難を改善し、持てる力を最大限に発揮できるようにすることが重要である。このため、国、地方公共団体は、教育・研究機関や民間団体等と連携を図りつつ、ICT 機器やデジタル教材の開発、普及、学校における ICT 環境の整備等を推進する。

〔国立特別支援教育総合研究所の機能強化〕

- 国は、インクルーシブ教育システムに関し学校現場が直面する課題についての研究や、発達障害等に関する教師向けインターネット講義、学校で使用可能な ICT 教材等のデータベースの充実等を図るため、国立特別支援教育総合研究所の研究、研修、情報発信の機能を強化する。

〔障害への理解促進〕

- 障害のある者もない者も互いに理解し、共に助け合い、支え合って生きていく共生社会の形成を目指し、国、地方公共団体は、関係部局・機関の連携の下、発達障害も含めた障害に関する情報を保護者や地域に的確に提供し、障害に対する理解を促進するなど社会的啓発に積極的に取り組む。

## （２）不登校等の子供たちへの教育

不登校の背景や様態は様々ですが、文部科学省の調査で「不登校」<sup>6</sup>に該当する子供が小・中・高等学校あわせて年間 17 万人以上に上り、また高等学校を中途退学する生徒が年間 5 万人以上いるという現状は、全ての教育関係者が深刻に受け止める必要があります。不登校等の子供たちへの教育については、これまでもスクールカウンセラーの配置等を進めてきましたが、一人一人の課題によりきめ細かく対応するという観点から、更に取り組の強化が求められます。

学校や教育委員会における、より多様で柔軟な教育・相談・支援体制の整備、教育・福祉・医療・労働分野等の関係機関の連携強化、フリースクールなどの多様な場での学びの支援等の充実が必要です。

〔教育相談体制の充実〕

- 国、地方公共団体は、専門知識の活用や、関係機関との連携による相談・支援体制の充実のため、児童生徒支援のための専任教員の配置の促進、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの法的な位置付けの明確化を行うとともに、平成 31 年度までに、原則として、スクールカウンセラーを全公立小中学校に、スクールソーシャルワーカーを全中学校区に配置する。

〔不登校児童生徒についての情報の適切な引継ぎ〕

- 国は、（１）と同様に、不登校等の子供について各学校段階で個別の支援情報に関する資料<sup>7</sup>を作成し、進級、進学、就労の際に、記載された情報の取扱いについて十分に配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる仕組みを構築する。

<sup>6</sup> 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」においては、「不登校」を「年度間に連続又は断続して 30 日以上欠席した児童生徒数のうち何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」としている。

<sup>7</sup> 平成 27 年 8 月に文部科学省の不登校に関する調査研究協力者会議が中間報告の中で提案している「児童生徒理解・教育支援シート」を活用することが考えられる。

〔不登校の子供を対象とする特別な教育課程を編成・実施する学校の設置促進〕

- 不登校の子供たちを対象とした特別な教育課程を編成・実施する学校（不登校特例校）の設置を促進するため、国は、先導的な取組事例を広く周知する。また、小中学校段階で既に市町村が不登校特例校を設置している事例があるが、都道府県が設置する場合にも、国からの同様の支援が受けられるよう、制度の見直しを検討する。

〔教育支援センターの整備や多様な場での学びの支援〕

- 国、地方公共団体は、不登校の子供たちの学校への復帰を支援するため、教育支援センター（適応指導教室）<sup>8</sup>の更なる整備やスクールカウンセラーの配置等による教育相談体制の充実を進めるとともに、同センターや在宅等での学習支援にデジタル教材等を積極的に活用する。また、教育委員会・学校とフリースクール等の連携の充実を図りながら、フリースクールで学ぶ子供たちへの学習面・経済面の支援や、夜間中学の設置促進と就学希望者への積極的支援、教育支援センター（適応指導教室）や不登校特例校との連携強化により、多様な場での学びも支援する。

〔高校中退者を継続支援する体制の構築等〕

- 国は、不登校等の子供に対し学校卒業後も継続的に相談・支援が行われるよう、地方公共団体において教育・福祉・労働などの関係機関が連携した体制の構築を促進するため、先進的な取組事例の周知やガイドラインの作成等を行う。高等学校中退者については、関係省庁が協力し、学校、教育委員会、地方公共団体の福祉・労働部局、ハローワーク、地域若者サポートステーション<sup>9</sup>等が連携して、中退後も就労や再度の就学につなげる支援を行う体制の構築を促進、支援する。

### （3）学力差に応じたきめ細かい教育

我が国の子供たちの平均的な学力は世界的に見てもトップレベルにあり、国内調査でも、全国的な傾向としては学力の底上げが図られています。しかし、一人一人に目を向ければ、子供たちの学力にはばらつきがあり、「授業内容が簡単すぎる」または「難しすぎる」と感じている子供も一定数存在します。また、進学準備や学力補充などの目的で学習塾等に通う子供も多く、それが重い教育費負担につながっている現状があります。このため、多様な他者とのつながりなど学校や学級での多様性のメリッ

<sup>8</sup> 不登校児童生徒等の学校生活への復帰を支援するため、教育委員会又は首長部局が設置するものであり、学校以外の施設や学校の余裕教室等において、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリングや集団指導等を行う。

<sup>9</sup> ニートなどの若者の職業的自立を支援するため、キャリアコンサルタント等による専門的な相談、コミュニケーション訓練、職場体験等を実施している。平成28年5月現在、全国160箇所に設置されている。

トを生かした教育を強化するとともに、得意分野の更なる伸長や苦手分野の克服のため、習熟度別指導など「個に応じた教育」を更に進め、学力差にかかわらず全ての子供の学力を高める教育を充実する必要があります。

このため、学校における教育指導体制の一層の充実を図りつつ、よりきめ細かい習熟度別少人数指導、ICT を活用した個別学習、放課後や土曜を活用した補充・発展学習などの取組を進めていくことが重要です。

〔よりきめ細かい習熟度別少人数指導等の推進〕

- 国、地方公共団体、学校は、各学校、子供の状況を踏まえつつ、教育内容の配当学年にこだわらず、応用問題や既習事項の繰り返しの学習も含め、よりきめ細かい習熟度別少人数指導や補充学習を推進する。その際、国は、そのような指導を可能とする教師の体制が確保されるような環境整備に努める。

〔専門的な知識・技能を持った優れた人材による指導の促進〕

- 国は、相当の免許状を有する教師が教育計画を立て、全体を統括し、成績評価を行うことを前提として、教員免許状を有しないが特定の分野についての専門的な知識・技能を持った優れた人材等が、当該教師の指導・助言を受けながら、それぞれのグループを単独で指導することは可能である旨を関係者に周知する。また、国、地方公共団体、学校は、特別免許状や特別非常勤講師制度も積極的に活用する。

〔ICT の活用等による個々の子供の課題に対応した学習の推進等〕

- 国、地方公共団体、学校は、個々の子供の理解度やつまづきなど学習上の課題にきめ細かく対応した学習を可能とするため、教師の授業力を支えるデジタル教材の活用を進めるとともに、習熟度別指導や補充学習、生徒の自学自習等における個別学習でもデジタル教材を積極的に活用する。あわせて、国は、関係団体等とも連携しつつ、このようなデジタル教材や指導方法の開発・普及を促進する。さらに、国は、学校の ICT 教育環境について地域間、学校間で整備状況に差があることを踏まえ、ICT を活用した教育活動について教師など教育関係者の理解促進に努めるとともに、学校が備えるべき ICT 教育環境の標準を策定する。地方公共団体、学校は、それを踏まえて学校の ICT 教育環境の整備に取り組む。

〔高等学校、高等専修学校等における特色ある教育の推進、普及〕

- 義務教育修了後の高等学校や高等専修学校では、生徒の興味・関心や将来の進路希望等に応じ、選択幅の広い柔軟なカリキュラム編成や職業教育の重視など、特色ある多様な教育が行われており、国・地方公共団体は、そうした取組への支援を一層推進する。また、先導的な事例を普及する取組を強化する。



〔放課後等や地域における学習の場の充実〕

- 授業以外でも、子供一人一人の意欲を伸ばし、学習を支援する機会を充実させるため、国、地方公共団体、学校は、地域の人材等の協力も得て、放課後や土曜日、長期休業期間等を活用した補充・発展学習の機会を充実させるとともに、これらの活動の基盤となる地域学校協働本部の全国的な整備を推進する。こうした活動の一つとして、国は、地域住民、民間教育事業者、NPO 等の協力を得て放課後等に中高生等を対象に学習支援を行う「地域未来塾」を平成 31 年度までに全国 5,000 中学校区において実施するとともに、高校生への支援を全国展開する。

#### （４）特に優れた能力を更に伸ばす教育、リーダーシップ教育

「多様な個性が長所として肯定され生かされる教育」の実現には、一人一人の長所や強みを最大限に生かす視点が重要です。特に優れた能力を更に大きく伸ばす教育、あるいはリーダーシップを育てる教育は、これまでの我が国の学校教育では必ずしも十分でなかったと指摘されるところです。

また、障害のある子供や、集団生活に馴染みにくいために不登校傾向にある子供の中には、何らかの分野で突出した才能を有していたり、適切な支援を受けることによって大きく開花する可能性を秘めた子供もいます。

こうした子供たちも含め、特に優れた能力やリーダーシップなどの資質を、公教育の場で最大限に伸ばせるようにすることが重要です。このため、このような教育の重要性についての社会の理解を醸成しつつ、初等中等教育段階から多様な教育を行うための環境を整備し、大学、地方公共団体、民間団体や様々な分野の専門家等との連携による教育プログラムの実施、大学入学者選抜等で多様な能力が評価される仕組みの拡大や大学への飛び入学等を進める必要があります。

〔子供のうちから「本物」の専門家に出会う機会の充実〕

- 国、地方公共団体、学校は、授業や課外活動等において、ICT も積極的に活用して、子供たちが研究者、芸術家、スポーツ選手、起業家、職人など様々な分野の本物の専門家から直接指導を受ける機会を充実する。また、数学や物理、科学、プログラミングなどの分野に特に高い関心や能力を持つ生徒のための高度な学習活動を促進するため、高等学校等でのこうした分野の部活動などの取組を支援する。

〔教育課程の特例の活用などの仕組みの一層の活用〕

- 初等中等教育段階から多様な教育を行うための環境を整備するため、特に優れた能力を更に伸ばすための特別な教育プログラムの編成・実施を促進する観点から、国、地方公共団体は、教育課程特例校や特別免許状、特別非常勤講師などの制度の

一層の活用を推進する。

〔小学校高学年での教科担任制の推進〕

- 小学校段階から各分野の専門的な指導を受ける機会を充実し、子供の学習への関心・意欲を喚起し、能力を更に伸ばすため、国、地方公共団体、学校は、特に小学校高学年での教科担任制の取組を一層推進する。

〔小中学生を対象とした新たな教育プログラムの創設〕

- 国は、理数分野等で突出した意欲や能力のある小中学生を対象に、大学・民間団体等が体系的な教育プログラムにより指導を行い、その能力を大きく伸ばすための新たな取組を全国各地で実施する。

〔スーパーサイエンスハイスクール等の一層の推進〕

- 国、地方公共団体、大学、高等学校等は、スーパーサイエンスハイスクール、スーパーグローバルハイスクールや、グローバルサイエンスキャンパス<sup>10</sup>などの取組の成果を検証しつつ、効果の上がっている取組を推進するとともに、優良事例の普及を図る。また、米国のアドバンスト・プレイスメント<sup>11</sup>を参考に、高い能力と学習意欲を持つ高校生等が早期から大学レベルの教育を受けたり、大学、研究機関、企業等において共同研究やインターンシップを行ったりした場合に、一定の条件の下、その学修成果が在籍校の単位として、また、大学入学後には大学の単位として認められる取組を推進する。

〔リーダー育成などの取組の普及、支援〕

- 国は、優れた能力やリーダーシップなどの資質を大きく伸ばすことに対する社会的理解の醸成に取り組みつつ、次代を担うリーダー等の育成を図る観点から、地方公共団体や民間団体等が中学生、高校生等を対象に行う、各分野の最前線で活躍する人々による講話や指導、同世代の子供たち同士での議論、我が国の歴史・文化等についての学習、自然体験、ボランティア活動、留学等の機会を充実する取組の普及、支援に努めるとともに、官民が協力した海外留学支援制度（トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム）等を推進し、早い段階から海外への留学経験を積むことができるようにする。

<sup>10</sup> 国立研究開発法人科学技術振興機構による支援プログラムで、大学が実施する卓越した意欲・能力のある高校生等を対象とした次世代の傑出した国際的科学技術人材の育成プログラムの開発・実施を支援するもの。平成 28 年 5 月現在、15 大学にて実施されている。

<sup>11</sup> 大学レベルの授業を高等学校で行い、大学進学後に大学の単位として認定する制度。アメリカで実施されている。

〔優れた能力を有する発達障害、不登校などの課題を抱える子供への教育〕

- 国は、特定の分野で特に優れた能力を有する発達障害、不登校などの課題を抱える子供たちの能力を伸ばす取組を広げる方策について、現在大学・民間団体等で実施されている先進事例<sup>12</sup>等も踏まえつつ、大学、地方公共団体、関係団体等とも連携しつつ検討する。

〔大学入学者選抜等における多様な観点からの評価〕

- 上記のような特に優れた能力を更に伸ばす取組が実際に効果を上げるためには、大学等の入学者選抜においても、生徒の得意分野への取組状況や成果が評価される機会が開かれていることが重要である。国、大学は、第四次提言で示した大学入学者選抜の改革を進めるに当たり、こうした観点にも留意して取組を進める。

〔大学等への「飛び入学」の活用〕

- 国、大学は、大学・大学院への「飛び入学」の状況や成果を検証しつつ、対象となる学生が入学後に優れた能力を大きく伸ばせるよう、大学において特別な教育プログラムを編成・実施している取組など先導的な取組を一層推進する。

〔社会・経済の成長を支える次世代のリーダーの育成〕

- グローバルな競争環境の中で、今後も我が国の社会・経済の成長を維持できるよう、国、大学は、次代を牽引する人材を育成するため、特に専門職大学院における企業経営のリーダーやイノベーションを創出する人材等を育成する取組を強化する。

## （５）日本語能力が十分でない子供たちへの教育

経済社会のグローバル化に伴い、我が国で暮らす外国人の数も増加しており、日本語指導を必要とする子供たちも増加傾向にあります。そのような子供たちも適切な教育を受け、能力を伸ばし、社会性等を身に付けることができるよう、良質の教育環境を確保する必要があります。

この問題への対応としては、従来から、日本語能力が十分でない子供たちが特に多い地域を中心に、公立小中学校への教師の追加配置、指導者等の研修、手引書の作成等が行われてきました。今後は、それらの取組に加え、各地方公共団体や企業、関係機関・団体等とも連携しつつ、高等学校等で学ぶ機会を拡大するとともに、キャリア

<sup>12</sup> 東京大学先端科学技術研究センターと日本財団が実施している「異才発掘プロジェクト ROCKET」では、突出した能力を有する、現状の教育環境に馴染めない不登校傾向にある小・中学生を全国から選抜し、継続的な学習保障及び生活のサポートを提供している。平成 26 年度から開始し、2 年間で 28 名を選抜し、支援している。

教育、進路指導など、進学、就労につながる取組の充実が重要です。

〔不就学の子供の実態把握〕

- 国、地方公共団体は、地域の実情に応じ、教育・福祉部局や住民登録の担当部署等が連携して不就学の状態となっている外国人の子供の実態を把握する仕組みの整備を図るとともに、保護者に対し、就学への働きかけや教育機関、生活支援等に関する情報提供等を行い、教育の機会の確保に取り組む。また、学校への受入れに際し、子供の日本語能力や学力等を適宜判断し、必要に応じ下の学年への入学を認めるなど柔軟な取扱いについて周知を徹底する。

〔支援人材の確保など地域ぐるみで支援する体制の整備〕

- 国、地方公共団体は、小中学校段階で日本語能力が十分でない子供を受け入れ、一人一人の状況に応じた日本語や教科等の指導、保護者との連絡等を円滑に行えるよう、子供の日本語能力に応じた特別な指導を担う教師に係る定数の計画的・安定的な充実や、養成・研修を通じた専門性の向上とともに、外国人・大学生・日本語教師などの地域の人材を、通訳や日本語指導、学習サポートに当たる支援員・ボランティア等として安定的に確保できる枠組みづくりと専門性の向上に取り組む。また、学校卒業後も継続的に相談・支援を行うことができるよう、地方公共団体において、教育・福祉・労働分野等の関係機関が連携したワンストップ窓口等の体制整備が進むよう、先進事例の情報発信、ガイドラインの作成等を行う。

〔日本語能力が十分でない子供についての情報の適切な引継ぎ〕

- (1)と同様に、国は、日本語能力が十分でない子供について、必要に応じて、各学校等が個別の指導に関する支援情報資料<sup>13</sup>を作成し、進級、進学、就労の際に、記載された情報の取扱いについて十分に配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる仕組みを構築する。

〔特別な教育課程の編成・実施等〕

- 国は、小中学校段階で可能となっている日本語能力が十分でない子供を対象とした特別な教育課程の編成・実施について、地域の状況に応じ、「拠点校」方式も含め活用を促進するとともに、その取組状況を検証した上で、適用範囲の高等学校段階への拡大についても検討する。

また、地域の国際交流協会、NPO、大学等と連携した初期指導教室や日本語支援センターの設置などの取組を促進する。

<sup>13</sup> 日本語指導が必要な児童生徒に対して特別の教育課程を編成・実施する際に作成することとされている「個別の指導計画」を活用することが考えられる。

〔日本語指導等のための ICT を活用した教育の推進、開発〕

- 国、地方公共団体、学校は、例えば日本語指導を必要とする子供が極めて少ない地域等でも、それらの子供が能力に応じ適切な学習を行えるよう、デジタル教材など ICT を活用した教育を積極的に推進するとともに、教材等の開発にも取り組む。

〔就労を見据えたキャリア教育等の充実〕

- 国、地方公共団体、学校は、外国人児童生徒等の将来の就労も視野に入れ、特に高等学校段階において、日本語や教科等の指導に加え、企業や地域とも連携しつつ、キャリア教育やインターンシップ、進路指導の充実を図る。

## （6）家庭の経済状況に左右されない教育機会の保障

家庭の経済状況に左右されない「教育の機会均等」は国の最も重要な柱の一つであり、「一億総活躍社会」の基盤でもあります。子供たちの未来が、本人の努力以前に家庭の経済状況によって閉ざされることがあってはなりません。しかし現状では、所得をはじめとした家庭の経済的背景等と子供の学力や大学等への進学率に明らかな相関関係が見られること等も指摘されています。

国においても、このことについてはこれまでも重視し、幼児教育の無償化や奨学金の拡充、習熟度別少人数指導や補充学習等のための学校における指導体制の充実、学習が遅れがちな子供たちへの学習支援などの取組が進められています。今後はこれらを更に充実し、家庭の経済事情にかかわらず、全ての子供たちに対する幼児期からの教育機会の保障や、誰もが努力すれば希望する進路への道が開かれる環境を整えるため、公教育の質の向上、教育費負担の軽減等を推進していくことが必要です。

〔学校で十分な基礎学力を習得できる教育の推進〕

- 国、地方公共団体、学校は、家庭の経済状況にかかわらず、全ての子供たちが、学習塾等に行かなければ基礎学力が習得できないということにならないよう、学校での授業の質を高めるとともに、（3）で述べた習熟度別少人数指導、放課後等の補充・発展学習、地域学校協働本部の整備などの取組を一層推進する。

〔特に困難な地域の学校等への重点支援〕

- 国、地方公共団体は、就学援助を受けている子供が多く、学力面でも課題を抱えている学校における学力保障の取組を重点的に支援するため、個別指導や関係機関との連携等を行う教師の追加配置、学習支援のためのサポートスタッフや学力向上のためのアドバイザーの派遣など、集中的な支援を行う。（3）で述べた「地域未来塾」の取組を推進するに当たっても、こうした地域での取組を優先的に支援する

よう配慮する。

〔家庭の教育費負担の軽減〕

- 国、地方公共団体は、家庭の教育費負担軽減のため、財源の確保と合わせた幼児教育の無償化の段階的推進、国公私立を通じた義務教育段階の就学援助に対する着実な取組、私立中学校生徒に対する支援の在り方に関する検討、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金の取組の一層の推進、大学等での授業料減免や無利子奨学金の拡充、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の具体化、給付型奨学金の在り方に関する検討などの取組を着実に進める。

〔希望する大学等への進学を可能にする学力の保障〕

- 受験のための学習塾や予備校など学校外での費用負担が家庭の教育費負担を重くしている実態がある。学習塾等に行かなければ希望する大学等へ進学できる学力が身につかないということがないよう、上述の取組を推進するとともに、「高大接続」改革の中で大学入学者選抜の在り方も適切に見直す。

〔家庭に寄り添う支援の強化〕

- 幼少期からの家庭環境は、子供の人格形成やその後の能力の発達に影響を及ぼすことから、国、地方公共団体は、経済状況など様々な家庭の問題を抱えながらも行政窓口相談に来ていない家庭に対し、教育・保健・福祉・労働部局等が連携して、地域の子育て経験者などの人材を活用した家庭教育支援チーム等による訪問型支援、相談対応等の家庭に寄り添う支援を強化し、全国に普及する。

〔家庭を取り巻く地域の教育環境の整備〕

- 子供が置かれた家庭の状況にかかわらず、地域で学習や体験活動の機会が適切に提供されるよう、図書館等の機能を活用した学習支援を推進するとともに、ひとり親家庭など困難な状況にある親や子供を対象とした自然体験活動等を全国的に展開する。

## （7）これらの取組を効果的に推進するための体制の整備

上述のような施策を進めるに当たっては、常にその教育上の効果、社会経済的な効果や課題、費用の在り方等について検証しつつ、より効果的・効率的な施策の立案・改善に生かしていくことが必要です。国においても、そのための体制強化を図ることが求められます。

〔国における施策の効果の検証・分析体制の強化〕

- 新しい教育施策を実行していくために必要な教育投資について、国民に対して十分な説明責任を果たし、幅広い国民の理解と支持を得ていく上でも、国は、当該施策の成果や課題、社会経済的な効果を含む費用対効果、他の施策との比較等について専門的、多角的に分析・検証するための体制を強化する必要がある。その一環として、国において、国や地方公共団体における新たな施策や特色ある先進的な施策等を対象に、必要なデータ・情報を体系的かつ継続的に蓄積し、公募研究等により大学等の外部の研究者等の参画も得つつ、透明性と公平性のある形で実証的な調査・分析・情報発信を行うための体制を整備する。

〔「教育再生先導地域（仮称）」〕

- 国は、特定の地域や学校において、新たな教育施策を試験的に実施したり、先進的な取組により大きな成果を上げていると考えられる事例等について、その効果や課題を専門的に検証し、高い効果が認められたものについて全国展開や支援の充実等につなげるための仕組み（「教育再生先導地域（仮称）」）について検討する。

## 2. これまでの提言の確実な実行に向けて

「教育再生」は日本再生の柱であり、「一億総活躍社会」実現の基盤となるものです。教育再生の実現のために何より重要なのは、今回の提言も含め、行うと決めた改革を一つ一つ確実に実行していくことです。

その際、特に重視する必要があるのは、提言の理念が教育現場まで浸透し、日々の教育活動に反映されるよう、提言に基づく制度や施策が本来の狙い通り有効に機能しているかを継続的にフォローアップしていくことです。

### (1) 提言に基づき、既に法令改正等がなされた事項

これまでの提言を受け、いじめ防止（第一次提言）、教育委員会制度改革（第二次提言）、大学ガバナンス改革（第三次提言）、義務教育学校の制度化（第五次提言）等、積年の課題が速やかに実行に移されました。このことは教育再生実行会議の大きな成果です。

しかし、「教育再生」は制度を作って終わりではありません。その狙いが真に達成されているか、制度が形骸化していないかを継続的に確認し、必要なら速やかに軌道修正や更なる見直しを図るべきです。

例えば、いじめ防止対策推進法の施行後も、いじめが関係しているとみられる子供の自殺は起きています。全ての学校現場での意識改革、取組の徹底は、今後も不断に取り組まねばならない課題です。

教育委員会制度改革については、各地方公共団体にその趣旨を十分浸透させるとともに、特に、首長主催の総合教育会議によって、首長と教育委員会の連携が強化されてきているところですが、一方で、その運営が形骸化しないよう、引き続き状況を確認する必要があります。

大学ガバナンス改革についても、内部規則の見直し等は進んでいますが、それが真に学長のリーダーシップの確立等につながっているか、引き続き注視する必要があります。

### (2) 提言の実行に向け、特に注視する必要がある重要事項

当面、特に次の重要事項について、政府における着実な取組の推進を期待します。

#### ① 「選挙権年齢引下げ」への適切な対応（第七次提言関連）

公職選挙法等が改正され、本年夏から選挙権年齢の引下げが実施されます。今回



の制度改正は教育上も大きな意義があるものであり、各学校現場で適正な指導がなされるよう、国においても必要な指導・助言・援助に全力を尽くすべきです。特に次のことを強く期待します。

- ・ 文部科学省と総務省が共同で作成した高校生向け副教材や教師用指導資料を活用し、全ての高校生に対し、政治・選挙等に関する教育を行うこと。
- ・ 例えば、選挙管理委員会やNPO等の協力を得て、模擬投票やグループ学習等に積極的に取り組み、主権者として社会に主体的に参画する意識を醸成する教育を推進すること。
- ・ 同時に、高校生が公職選挙法等で禁止されている行為を行わないよう十分指導すること。
- ・ 教師が公正かつ中立な立場で生徒を指導し、特定の政治上の主義等を支持・反対することとならないよう、また、学校の内外を問わず地位を利用した結果とならないよう徹底すること。
- ・ 教職課程や教員研修でも、政治や選挙等に関する教育に係る内容の充実を図ること。

## ② 学校教育の中核である教師の資質向上、学校の組織運営改革、学校と地域の連携・協働（第五次・第六次・第七次提言関連）

学校を取り巻く複雑かつ多様な課題に的確に対応していくためには、教師の資質向上、学校の組織運営改革、学校と地域の連携・協働に向けた改革を一体的に進める必要があります。このため、平成28年1月に文部科学省が策定した「次世代の学校・地域」創生プラン等に沿って、次の改革を加速させる必要があります。

- ・ 我が国の教育の中核を担うのは何と言っても教師である。教師に優れた人材を確保するため、処遇の確保や、特別免許状の運用の見直し等による外部人材の活用を進めるとともに、養成・採用・研修を通じ、不断の資質向上のための仕組みを構築するべく、教員育成指標の策定、教員育成協議会の設置、初任者研修や校内研修の一層の充実、教員研修センターの機能強化等、法改正を含め必要な施策を実施に移すこと。
- ・ 「チームとしての学校」の体制を強化し、学校全体としての教育力を高めるため、教職員体制の充実、原則として、スクールカウンセラーの全公立小中学校、スクールソーシャルワーカーの全公立中学校区への配置等、専門スタッフの配置を促進すること。その上で、教師と専門スタッフの役割分担を明確にし、効果的な連携体制を構築すること。あわせて、学校のリーダーとしての校長の裁量権を拡大すること。

- ・ 全ての公立学校がコミュニティ・スクールとなることを目指した取組の推進・加速や、地域コーディネーターの配置の促進等により、地域全体で子供を育てる「地域学校協働活動」の推進を図り、学校と地域の連携・協働体制の確立に向けて法改正を含め必要な施策を実施に移すこと。

### ③ 日本の教育を変える「高大接続」改革、大学入学者選抜制度改革（第四次提言関連）

高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体的改革については、第四次提言後、文部科学省で精力的に検討がなされていますが、日本の学校教育全体に波及する重要な課題であるため、改革の必要性について教育関係者をはじめ広く国民の理解を深めつつ、丁寧かつ着実に取組を進める必要があります。

- ・ ①高校までの教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的な見直し、②能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価する大学入学者選抜への転換等、提言の趣旨を見失うことのないよう、関係者の意見を集約し、速やかな実現に向け準備を進めること。

### ④ 日本の「知」を牽引すべき大学の教育研究力の強化（第三次・第五次・第七次提言関連）

「大学力は国力そのもの」であり、大学の力が世界、日本、地域のために様々な分野で生かされるよう、ガバナンス改革の徹底と教育研究の抜本的な強化が必要です。このための方策として、特に次の施策の早急な実現に向け、取組を進める必要があります。

- ・ 世界最高水準の教育研究の展開が見込まれる国立大学を指定する仕組みの創設等の制度改革を踏まえ、我が国の大学の水準向上やイノベーション創出を一層加速すること。
- ・ 国内外の研究機関や民間企業等との連携により、新たな知の創造と活用を主導する優秀な博士人材を育成する「卓越大学院（仮称）」形成のための仕組みづくりを進めること。
- ・ 「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」の制度化に向け、検討・準備を進めること。

## ⑤ 教育投資・教育財源の充実（第八次提言関連）

第八次提言で述べた教育投資の意義を踏まえ、これからの時代を見据えた教育を実行していくために必要な教育投資の充実や、教育財源の確保に向けた次のような取組を加速させる必要があります。

- ・ 「教育は未来への先行投資」という認識に立ち、国家戦略として教育投資の充実、教育財源の確保に取り組む姿勢を明確にすること。
- ・ 文部科学省の中央教育審議会で行われている「第三期教育振興基本計画（平成 30～34 年度）」に、第八次提言の趣旨を十分反映すること。
- ・ 特に、幼児教育の無償化及び幼児教育等の質の向上、高等教育段階における教育費負担軽減等、教育投資を充実するとともに、税制の見直し等による財源確保についても引き続き真摯に検討すること。